

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用 重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を開始するにあたり、利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所の名称及び所在地

名 称	君津市地域包括支援室
所 在 地	君津市久保2丁目13番1号
電 話 番 号	0439-56-1732
代表者氏名	君津市長 石井 宏子
設立年月日	平成18年 10月 1日

2 通常の事業の実施地域

坂田、東坂田、西坂田、君津台、大和田、人見、中野、久保、北久保、南久保、陽光台、高坂、台、中富（870～1054番地）

3 営業日及び営業時間

営業日 及び 休 日	月曜日 ～ 金曜日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休日
営業時間	午前8時30分 ～ 午後5時15分

4 職員の職種及び員数

職 種	常勤人数
管理者	1名
保健師またはこれに準ずる者	1名以上
社会福祉士またはこれに準ずる者	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上

5 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの概要及び手順

(1) 概要

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援サービス」という。）は、「本人ができることはできる限り本人が行う」ことを基本とし、利用者様の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、介護予防サービス（福祉用具貸与など）及び君津市が実施する介護予防・生活支援サービス事業等利用後の生活をわかりやすくイメージできるよう、具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、介護予防等を適切に利用する計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 手順

①利用者様と地域包括支援室とで、契約を締結します。

②介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護予防サービス等」という。）を利用したい場合、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を提出します。

③ご相談しながら、介護予防サービス・支援計画を作成します。

※ 作成の際には、複数の介護予防サービス事業者の紹介を受けることが可能です。
また、作成した計画において、介護予防サービス事業者の選定理由を求めることが可能ですので、希望する場合は申し出ください。

④利用者様は、介護予防サービス等を受けます。

⑤利用者様のサービス状況を把握します。

⑥計画の達成状況を把握します。

※ 介護予防支援サービスを提供するにあたっては、国が示している介護予防ケアマネジメント・ケアプラン様式を使用します。

6 介護予防支援サービスの担当事業者

介護予防支援サービスを行う担当者は別紙のとおりです。介護予防支援サービスの内容の一部を君津市地域包括支援室が委託している居宅介護支援事業者が行う場合があります。

7 利用料

介護予防支援サービスの利用料は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受理ができなくなった場合、1か月ごとに「指定介護予防支援提供証明書」を発行いたします。その提供証明書を後日市役所の窓口に出しますと、支払った料金が全額払い戻しされます。

8 介護予防支援サービスの利用方法

- (1) 介護予防支援サービスの利用の開始に際しては、利用者様と地域包括支援室と契約が必要です。
- (2) 利用者様の都合により、介護予防支援サービスを終了する場合には、事前にお申し出ください。
- (3) 介護予防支援サービスの提供に際しては、地域包括支援室の事業の実施地域が決まっておりますので、介護予防支援サービスの提供が困難である場合は、他の事業者をご紹介する等の措置をとらせていただきます。

9 介護予防支援サービスの特徴等

(1) 事業の実施概要

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者様のできることをともに発見し、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。

また、利用者様の介護予防に係わる介護予防サービス等の適切な利用を支援します。

(2) 事業の運営方針

- ①利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ②利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③介護予防支援サービスの提供にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、提供する介護予防サービス等が特定の種類や事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ④事業の運営にあたっては、君津市、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組み等との連携に努めます。

10 介護予防支援サービスに関する相談苦情先

相談苦情等の連絡先	電 話 番 号
君津市地域包括支援室 【君津市役所内】	0 4 3 9 - 5 6 - 1 7 3 2
君津市介護保険課 (介護推進係) 【君津市役所内】	0 4 3 9 - 5 6 - 1 7 3 6

1 1 事故発生時の対応

介護予防支援サービスの提供などにより事故が発生した場合には、速やかに利用者様のご家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2 秘密保持等

- (1) 担当職員は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を保持します。また、担当職員でなくなった後においても、同様にその秘密を保持します。
- (2) 利用者様またはご家族の個人情報を用いる場合は、利用者様またはご家族の同意を、あらかじめ文書において得ておくものとします。

1 3 基準の運用について

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）に定められた基準により、以下の事項について必要な措置を講じます。

(1) ハラスメントの防止

ハラスメントは、尊厳や人格を傷つける許されない行為であるばかりでなく、モチベーションの低下やメンタルヘルスの不調を引き起こす要因となり、職場環境の悪化を招きます。

君津市人材育成基本方針に従い、定期的にハラスメント研修を実施し、職員への周知啓発と意識向上に努めます。

また、利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についても必要な措置を講じます。

(2) 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、事業運営の継続的な実施や非常体制で早期の運営再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(3) 虐待の防止

担当職員は、虐待の発生またはその再発を防止（以下「虐待防止」という。）するための対策について、「君津市高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、速やかに状況を把握し、適切な対応をとります。

また、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を定めて対策を推進します。

1 4 その他

- (1) 介護予防支援サービスの提供にあたっては、介護保険被保険者証の内容を確認させていただきます。
- (2) 入院する必要がある場合は、介護予防支援サービスを行う担当者名及び連絡先を当該医療機関に伝えてください。
- (3) この説明書に定めのない重要事項については、利用者様と地域包括支援室との協議に基づいて定めるものとします。

令和 年 月 日

私は、介護予防支援サービスの提供開始に際し、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用 重要事項説明書」に基づいて、重要事項の交付及び説明を行いました。

(説明者)

事業者名 君津市地域包括支援室

説明者氏名 ⑩

私は、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用 重要事項説明書」の交付により、事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

利用者氏名 ⑩

代筆者等氏名 ⑩